

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)	令和4年 第1回川西市政治倫理審査会		
事務局(担当課)	総務部総務課		
開催日時	令和4年5月20日(金) 午後6時から		
開催場所	アステ川西 5階 ルーム500		
出席者	委員	1号委員(弁護士) 岡田 隆 2号委員(税理士) 炭谷 徹 3号委員(大学教授) 有澤 知子 5号委員(川西市コミュニティ協議会連合会) 尾野上 一夫 5号委員(川西市青年会議所) 西脇 京子	
	その他		
	事務局	総務部 田家部長 岡本副部長 総務部総務課 今井課長 川合副主幹 中野主任	
傍聴の可否	可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	別紙審議経過のとおり		
会議次第	1 市長挨拶 2 委嘱状交付 3 議事 (1) 会長及び副会長の選出について (2) 政治倫理審査会の役割等について (3) 過去の事例の概略説明について (4) その他		
会議結果	別紙審議経過のとおり		

## 審議経過

事務局(総務課長)	<p>本日は、大変お忙しい中、当審査会にご出席くださいます。誠にありがとうございます。</p> <p>ただ今から、川西市政治倫理審査会を開催いたします。</p> <p>私は、総務部総務課長の今井でございます。</p> <p>審査会の会長が決まりますまで、私が進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>議事に先立ちまして、傍聴人の皆様をお願い申し上げます。</p> <p>当審査会の傍聴につきましては、川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例施行規則第7条の規定により、川西市議会傍聴規則の例によることとされておりますので、受付でお配りしました同規則をお守りいただきますようお願いいたします。</p> <p>まず、開会に当たりまして、市長の越田より挨拶をさせていただきます。</p>
市長	<p>みなさん、こんばんは。市長の越田謙治郎でございます。</p> <p>この度は、新たな任期で川西市の政治倫理審査会を開催させていただくことになりました。前期2年間はコロナ禍で開催ができないといった状況でありましたが、引き続き委員のご就任を受けていただき本当にありがとうございます。</p> <p>皆様もご存じのとおり、当時私は中学生だったのですが、川西市が本当に大混乱した事件がございました。本当に子どもながらに政治ってどうなっているのだろうと。そこから立ち直る一つの大きなきっかけとなった条例があり、その条例に基づいたこの審査会といった位置づけとさせていただきます。私の記憶の限りでは、平成17年ぐらいから10数年訴えがない状況ですが、我々としてはしっかりとこの制度によって保障していくということにより市民の皆様目と市民の参画により政治倫理をしっかりと保っていく、こういった役割を皆様とともに守っていくことが我々に課せられた使命だと思っております。どうか様々な観点から忌憚のないご意見をいただけるような場になればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局(総務課長)	<p>続きまして、委員の皆様へ委嘱状の交付させていただきます。</p> <p>交付する順序は、川西市政治倫理審査会委員選出要綱第2条に規定する委員の順とさせていただきます。</p> <p>まずは岡田隆委員です。</p>
市長	<p>(委員名簿順に辞令を交付)(坂東委員は欠席)</p>

事務局(総務課長)	<p>令和4年4月1日からの今期の委員の皆様におかれましては、このたび全員の方に前期から引き続いて再任をしていただきましたが、前期の2年間は、コロナの影響により、一度も審査会を開くことができず、またそのご連絡もできないまま、任期が終了いたしました。</p> <p>想定外の状況が続いた中であつたとは申しませ、大変失礼をいたしました。この場をお借りしてお詫び申し上げます。</p> <p>このようなことから、就任後初めてご出席していただきました方もおられますので、資料の委員名簿をご覧いただきながら、順次、簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。</p>
岡田委員	<p>岡田と申します。大阪で弁護士をしております。平成22年から審査会の委員をさせていただいております。もう12年になりますが、この間真に喜ばしいことに1件も請求事案はありません。このまま何事もないことを願っております。</p>
炭谷委員	<p>税理士の炭谷です。川西市内で税理士事務所を開業しております。審査委員としては、前々期からさせていただいております。皆様よろしく願ひいたします。</p>
有澤委員	<p>大阪学院大で憲法を教えております有澤と申します。私も前々期から委員を務めさせていただいておりますが、1件も案件がなくてホッとしておりますけども、こういう案件がないように政治を行っていただきたいなと思っております。よろしく願ひいたします。</p>
尾野上委員	<p>皆様こんばんは。加茂小校区の尾上です。川西市コミュニティ連合会から推薦され本日出席させていただきました。今回で2期目となりますが、この間皆様とお話する機会はなかったのですが、よろしく願ひいたします。</p>
西脇委員	<p>川西のみつなかホールの横で子どものミュージカルのスクールをメインにしております、こちらでは西脇となっておりますが、仕事上、美濃岡とっております、美濃岡京子と申します。よろしく願ひいたします。任期は前期からさせていただいているのですが、皆様とお会いすることもなく、よかったとっていいのでしょうかね。どうぞよろしく願ひします。</p>
事務局(総務課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきたいと思います。</p>

<p>事務局(総務課長)</p>	<p>(各事務局職員紹介 田家部長・岡本副部長・川合副主幹・中野主任の順に紹介)</p> <p>ここでお断りがございます。市長が所用のため、本日はこれをもちまして退席をさせていただきます。どうかご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>(越田市長 退席)</p>
<p>事務局(総務課長)</p>	<p>それでは、議事に移らせていただきます前に、本日は坂東委員が欠席をなされています。</p> <p>お手元に「川西市議会議員及び市長の倫理に関する条例」を先頭ページにした資料をお配りしておりますが、この上から4枚目に同条例施行規則がございます。</p> <p>このページの下から4行目の第4条第2項におきまして、会議の成立には、委員の3分の2の出席、すなわち4人以上の委員の出席が必要と規定されておりますが、坂東委員がご欠席でありましても本日は5名の委員が出席をされておりますので、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>それでは議題に移らせていただきます。</p> <p>まず議題の1「会長及び副会長の選出について」であります。</p> <p>こちらにつきましても、先ほどの条例施行規則第3条第2項の規定によりまして、会長、副会長は委員の互選により定めることとなっております。</p> <p>会長及び副会長の選出につきまして、委員の皆様のご意見等をお伺いしたいと思います。</p>
<p>事務局(総務課長)</p>	<p>特にご意見等がございませんので、誠に僭越ではありますが、事務局から提案をさせていただくと存じます。</p> <p>これまで、会長には、弁護士資格を有しておられます岡田委員に就任していただき、副会長には、法学部の教授をなさっておられます有澤委員に就任していただいております。</p> <p>皆様のご了解が得られましたら、再びご就任いただくというのは、いかがでございましょうか</p> <p>(拍手)</p>

事務局(総務課長)	<p>よろしいでしょうか</p> <p>ありがとうございます。それでは、岡田委員を会長に、有澤委員を副会長に選出させていただくことといたします。</p> <p>それでは、会長、副会長は、お席の移動をお願いいたします。</p> <p>先ほどと同様に規則の規定によりますと、審査会の会議は、会長がその議長となるとなっております。</p> <p>恐れ入りますが、以後の議事進行は、岡田会長をお願いさせていただきます。</p>
岡田会長	<p>岡田でございます。</p> <p>皆様のご推挙によりまして、私どもが当審査会の会長と副会長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは議事に戻りまして、議題1の「会長、副会長の選出について」は、以上のとおりといたします。</p> <p>次に議題の2「政治倫理審査会の役割について」であります。事務局から説明願います。</p>
事務局(中野主任)	<p>総務課の中野でございます。</p> <p>それでは早速ですが、お手元の資料で、左下に「議題2」と付されているA4サイズで横向きの資料をご覧ください。</p> <p>表紙をめくっていただき、1ページですが、初めに「1. 条例制定の経緯」についてご説明をいたします。</p> <p>平成2年の本市におきまして、それまでの24年間の長期にわたって在職した市長の勇退に伴う市長選挙で買収事件が発生し、金銭を受け取った市議会議員が複数名逮捕されました。</p> <p>その後、勇退した元市長が収賄容疑で逮捕され、後継指名を受けて当選した新市長は、就任後十数日で辞職し、同日、市議会は、自主解散をいたしました。</p> <p>そして、出直し選挙が行われた後、新たな市長が決まり、新しい川西市がスタートいたしました。</p> <p>このような背景の中で誕生した新生川西市は、「開かれた行政」、「人間を大切に行政」などを基本方針に据え、市議会と一体となり、公文書公開条例や政治倫理条例を制定し、それぞれの制度の運用が開始されたといった経緯がございました。</p> <p>次の2ページをご覧ください。</p>

続きまして、「2. 調査請求の流れ」についてご説明をいたします。  
説明には、条例等の規定を引用いたしますので、別途お配りしております関係例規を随時ご参照ください。

まず、図の一番上、「市民の調査請求」につきましては、条例第6条に規定しておりまして、提出先については、市長に係る請求は市長へ、市議会議員に係る請求は市議会議長に提出することとなります。

次に、提出された調査請求書等につきましては、会長の指示に基づき、事務局である総務部総務課において、適否点検、審査等を行います。条例第6条により「選挙権を有する市民50人以上の連署」と規定されていることから、その受理要件の適否を審査します。

この審査の結果、受理要件が満たされた場合に限り、審査会による審査が開始されます。

次の3ページをご覧ください。

次に、政治倫理基準違反の審査の流れについてご説明をいたします。

まず、審査会の会議につきましては、原則公開で、傍聴が可能となっております。

議長は会長にお務めいただくほか、会議は、委員の3分の2以上、つまり4人以上の委員の出席がなければ開くことはできません。

また、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長である会長の決定事項となります。

具体の審査方法と致しましては、裁判形式と同様に、調査請求者である市民と被調査請求者である市長又は議員が同時に入室して審査を行います。

審査期間につきましては、過去の調査請求の平均として、8ヵ月で、だいたい6回程度の会議が開催されております。

審理終了に伴い、委員の皆さまのご意見をお聞かせいただきまして、基準違反事実の有無を決議していただきます。

その後、会長が決議書(裁判で言えば判決書)の案を作成し、各委員に意見を求めます。

基準に違反すると認められる事実があるとなりましたら、条例第7条第1項の規定により、審査会が必要と認める措置を勧告いたします。

その後、決議書を調査請求者及び被調査請求者に手渡し、議長である会長が決議を読み上げます。

なお、条例第7条第4項及び規則第12条の規定により、審査結果は

岡田会長	<p>基準違反事実の有無にかかわらず、市広報に掲載して、市民に周知いたします。</p> <p>この審査の流れにつきましては、別途、同じく議題2の「調査方法について」と標題を付けております資料において、平成17年3月の調査請求を事例としてお示しております。</p> <p>まず1ページの下段の第1項では、先ほど裁判形式と同様にご説明いたしました実際の座席表を両ガッコ1で示しております。</p> <p>また、次のページでは、両ガッコ3から5までにおきましては、主張、答弁、証拠提出の流れを示しております。</p> <p>次に、第2項において、2回目の審査会の内容を示しております。ここでは、証拠の整理、実質的な審理を行った後、結審いたしております。</p> <p>最後に、第3項では、3回目の審査会を行い、決議書の読上げと交付について記しております。</p> <p>次に、第2項において、2回目の審査会の内容を示しております。ここでは、証拠の整理、実質的な審理を行った後、結審いたしております。</p> <p>最後に、第3項では、3回目の審査会で行いました決議書の読上げと交付について示しております。</p> <p>なお、調査請求がなされてから第1回の審査会の開催までの期間は約2か月で、第1回の審査会の後に、非公式の論点整理の会を催したとの記録が残っております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、政治倫理審査会の役割についての説明を終了いたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。 ただいまの説明について、ご質問などはありませんか？</p> <p>特にございませんか。</p> <p>それでは、議題2の「政治倫理審査会の役割等について」は、以上のとおりいたします。</p> <p>続きまして、議題3「過去の調査事例の概略説明について」です。 事務局の説明を願います。</p>
------	---

事務局(中野主任)

それでは、「過去の調査事例の概略説明」をいたします。

お配りしております資料の左肩に「議題 3」と記載があるものをご覧ください。

平成4年に当政治倫理審査会が発足してから、29年が過ぎたわけですが、この間、6人に関して政治倫理基準違反調査請求がありました。

その内訳は市長が1人、市議会議員が5人で、件数は7件となっております。それぞれの請求理由は資料の注釈、米印(こめじるし)を付けた番号で記述しているとおりであります。

これらの請求内容を見ていただくとわかりますが、条例第3条に政治倫理基準を規定しており、ほとんどが条例第3条第1項第3号及び第4号に違反しているとの請求であります。

すなわち、第3号は、常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。また、第4号が市民全体の代表者としてその名誉と品位を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。と第1号と第2号に比べて抽象的な表現になっているため、請求がしやすいものと考えられます。

これらの請求に対する審査結果につきましては、それぞれ決議書としてまとめ、審査会の席上で請求者及び被調査請求者に対して手渡ししております。

また、条例第7条第4項の規定により、審査会は審査を終えたときは審査結果の要旨を公表しなければならないとなっております。施行規則により公表は市広報に掲載して市民に周知させるとなっております。

お手元の資料にこれまでに公表した市広報の写しを添付しておりますので、参考としてご覧ください。

なお、これらの審査結果は、平成16年基準違反1件で、その他はすべて基準違反がないとのことでありますが、ほとんどの決議書には審査会としての補足意見や付言等が述べられており、被請求者や調査請求者に対しても、審査会としての意見を述べているものもございます。

説明は以上であります。

岡田会長

事務局の説明は終わりました。

ただいまの説明について、ご質問などはありませんか。

よろしいですか。



<p>事務局(総務部長)</p>	<p>それでは、議題3の「過去の調査事例の概略について」は、以上のとおりといたします。</p> <p>本日予定しておりました議題は、すべて終了いたしました。閉会に当たり、総務部長からご挨拶をお受けします。</p> <p>改めまして、お忙しい中、川西市政治倫理審査会にご出席をいただき、ありがとうございました。また前期に引き続きましてご就任をいただきまして、お礼を申し上げます。以前にご説明の中でお話したかもしれませんが、川西市の政治倫理条例の特徴は、有権者の50人以上で請求ができること。他都市でも同じような条例を持っていますが、川西市の場合は非常に少ない連署で申出ができます。実は私、平成2年の事件があった際は、市議会事務局に配属されており、自主解散の場に立ち会わせていただいた経験があります。その時の議論の中では、有権者の100分の1とかそういった条例をおいている自治体もありますが、なかなか人数的に連署を集めて提出するということが現実的に難しいだろうということで、川西市の場合は、何かあれば50人の連署があれば請求できるといった請求しやすい、また、請求が出てきやすい形でもありますので、何かあればそういった形で他都市と比べれば比較的請求のハードルが低い条例になってございますので、皆様にご審査いただくような案件が出てくるやもしれません。その際につきましては、お世話になりますけどもどうぞよろしく願いいたします。ないに越したことはないんですが、引き続き事案があればよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。</p>
<p>岡田会長</p>	<p>委員の皆さんには、円滑な議事運営にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これもちまして、令和4年第1回川西市政治倫理審査会を閉会いたします。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>